

社団法人日本ハング・パラグライディング連盟

2010年6月通常総会議事録

日 時：2010年6月1日（火） 11:00～17:00

場 所：東京都渋谷区 東京体育館 第一会議室

出席者：(1頁参照)

1. 開会のことば

司会の菊池副会長より開会を宣言した。

故渡辺喜久男氏（宮崎県連）、故仲里裕和氏（沖縄県連）に黙祷を捧げた。

2. 会長挨拶

内田会長から、日頃の連盟活動への協力に対し感謝の意を表明するとともに本総会議事進行への協力をお願いした。

3. 本通常総会概要説明と正会員出欠確認

司会より理事の紹介と、本総会の出欠確認が行われた。（1頁参照）

4. 感謝状贈呈

国体デモンストレーションスポーツ行事を通してハング・パラグライディングの普及と振興に貢献した新潟県パラ・ハンググライディング連盟（2009年開催）に感謝状が贈られた。

5. 議長選出

静岡県フライヤー連盟・目黒敏理事長を議長に選任。定足数の確認、議事録署名人、議事録作成人の確認が行われた。

定足数の確認：出席正会員35名、委任状7名、合計出席者42名。

社団法人日本ハング・パラグライディング連盟定款第31条により、正会員現在数の3分の2（32名）以上の出席が認められたので、本総会は成立した。

議事録作成人の指名：事務局 桜井加代子

議事録署名人の指名：宮城県連 尾形梅三郎 山口県連 土屋修二
(署名人は例年の順番により決定)

議長より、議事進行上の注意事項と傍聴者の確認が行われた。

6. 議事

第1号議案 2009年事業報告の承認について

内田会長から 2009 年度事業報告概要について説明した。特筆すべき点としては、登録者の減少に比して技能証の減少が大きいことと、2009 年総会にて決議され、保険料の値上げにより 2010 年 1 月から会費を改定したことが報告され、質疑に入った。

神奈川県連：会費値上げの説明で、保険料が上がったから値上げしたという 1 点の説明でしたが、都道府県連盟の活動事業費 500 円/人についての説明がありません。

内田会長：JHF 全部として財務を考え、会費値上げは総会で決めました。フライヤー会員に対しては、大きな理由は保険金の支払い増加による保険料上昇によるものという説明に留めています。

神奈川県連：概要にある日本航空協会の航空スポーツ教室ですが、場所の選抜はどの様に決めていますか。

内田会長：主催が日本航空協会で、各小学校の申込み単位となりますので、航空協会の担当者が立地条件や予算状況で決定しています。

議長：2009 年度事業報告案について、採決をしたいと思います。

第1号議案について採決し【賛成：41 反対：0 削除権：0】で承認された。

第2号議案 2009年度決算の承認について

内田会長から 2009 年度決算案について説明した。
今年度より、新しい法人会計基準に沿った形で表示しなおしたことにより、収入では特別利益収入が計上されていること、支出では、積立金として別枠だったものが、プールされている資金が分かる形になっています。対馬監事による監査報告の後、質疑に入った。

青森県連：1 月から値上げした会費の内、都道府県連盟へ支払われる 500 円/人の部分ですが、基準と時期を教えてください。

内田会長：第 4 号議案の予算案で内容が出ますが、2010 年度決算の段階で、2010 年度末の有効会員数全員に対して 500 円ずつの計算書で各県連に分ける形にしたいと考えています。

青森県連：その年の会員数×500 円ではなく、3 年会員は×3 で 1,500 円をその当該年度に県連に返して欲しいということです。2010/1～3 月もフィードバックしていただきたいと思います。

内田会長：決算案では、2010/1～3 月の更新者数×500 円を支出しておりません。決算から別途出すとなると、決算案の承認に関わりますので議論していただきたいと思います。

青森県連：2009 年度決算ではなく、2010 年度支出の中でフィードバックして欲しいです。

内田会長：2010/1～3 月に支払われた 1 年、3 年会費の 500 円分は、決算案では次期繰越金 3,351
2

万円に含まれていることで第2号議案を議決いただき、繰越金は2010年予算案で議論していくだく形にしたいと思います。監事の意見をお願いします。

対馬監事：積立金は、3年会員は保険料3年分を差し引いて残りを入れています。その前提はない金額で計算されています。論理は合いませんが、次期予算で話し合うのは自由です。

議長：2009年度決算の承認について、採決をしたいと思います。

第2号議案について採決し【賛成：41 反対：0 異議：0】で承認された。

第3号議案 2010年度事業計画(案)の決定について

内田会長から2010年度事業計画(案)について説明した。
フライヤー賠償責任保険金の高額支払いが増えたことによる引き受け拒否を防ぐ為にも、より広範な保険の確保について啓蒙周知していくことが強調され、質疑に入った。

大阪府連：フライヤー保険以外で個人の保険からも支払われる様に啓蒙とのことですが、実際は勧め難いし、保険料を払っているのだから保障してもらうのは当たり前だと思います。

内田会長：第三者賠償責任保険は、フライヤーとして他の人や物に迷惑を掛けたのであればきちんと保障するのは重要です。JHF総合保障制度は自分自身に掛ける保険なので、空中衝突が起きた際はこの保険で賄うことも出来ます。ネックなのは高額保険金の支払いが1,000万円を超える支払いが続いている。自動車保険や家庭の火災保険のオプションで賠償責任に入つてれば、JHFから払う金額のいくらかを案分することが出来ます。

大阪府連：皆が理解出来る様な説明文書を作つていただきたいと思います。

山形県連：賠償責任保険への付保継続の努力ということでお願いですが、事故があった時の受付窓口をJHFで統一してもらえば、第三者でなく当事者同士についての請求等は防げると思います。

内田会長：啓蒙のための文書、JHF事務局が受付窓口になることは保険会社とも話しており、どちらもやる方向です。こうしたらというアイディア等がありましたら、いつでもご連絡ください。

石川県連：当県では毎年県が主催してスポーツリクリエーション祭を開催しており、スポーツ保険を使っています。パラは1,600円、ハングは9,000円で賠償責任は5億円まで出ます。

フライヤーの方には、会費の中には保険が含まれているという説明も必要ですし、また更新の際には、スクールや県連のチェック、審査があつてもよいのではと思います。

内田会長：公益認定を取る方向ですので、公益性が必要となりますので、フライヤー登録には敷居を設けません。チェックの検討としては、昨年大阪府連から提案された技能証の更新制の形での検討であれば可能だと思います。

宮崎県連：個人的な話になりますが、昨年、フライヤーの方から私が被害者になる事故が起きました。フライヤー保険だと被害者と保険会社は直接交渉ができず、まだ保険金も出ない状況です。

内田会長：補足ですが、代理交渉権特約は付けられません。加害者と被害者との間での示談成立での支払いになります。ただ途中支払いはあります。加害者の方が請求をすれば支払われます。

茨城県連：事業計画の要望です。ドイツのハンググライディング世界選手権に行った時に、CIVL会長等から世界選手権を日本で開催して欲しいとの要望がありました。事業の中に、寄付とか助成金獲得の努力と出ていますが、国際大会開催の為の準備というのも入れていただきたいです。JHF で保険受付とのことですが、なかなか難しいと思いますので、来年教員検定員研修会もありますし、教員がシステムを知っていれば保険の相談員として窓口の代わりも可能と思います。

広島県連：ハングとパラのイメージ向上とありますが、具体的にどの様な計画をしていますか。

内田会長：フォトコンテストで素材集めを始めました。他に JHF 公式ウェブサイトのリニューアルの計画も考えています。皆様からも効果が出る様なアイディアを執行部に出していただきたいと思います。

議長：2010 年度事業計画案について、採決をしたいと思います。

第 3 号議案について採決し【賛成：41 反対：0 異議：0】で原案どおり可決された。

第 4 号議案 2010 年度予算(案)の決定について

内田会長から 2010 年度予算(案)について説明した。
予算案は 12 月までの実績での決算予測に対して予算を組み、3 月理事会で決議をし、予算案として文部科学省へ提出を済ませています。
各正会員から次のような質問、要望が提出された。

茨城県連：緊縮財政であったのが、色々お金を出す方向で予算が組まれていますが、人が減っている状況なのに普及活動費にはお金をつぎ込みます、委員会費を増やして委員会へ事業を丸投げした様な予算の組み方に感じられます。

内田会長：委員会通常事業費で実績より積み上げたのは、補助動力委員会と制度委員会です。1 月の委員長会議の中で計画については話し合いました。本当に必要なお金で予算を組む考え方ではなく、かかるかも知れない所には予算を組む形です。普及については、広島県連から指摘がありましたが、現在はフォトコンテストを始めました。

大阪府連：委員長会議で、各委員会がこれだけの予算を使ってやりますと言ったのであれば問題はありません。例えば補助動力委員会は今迄活動が止まっていたのであれば、理事の方にも実働部隊に入っていただき、募集など働きかけをし、委員会がしっかりと予算を組んで欲しいと思います。

岡山県連：JL 登録料、管理料がありますが、登録制度の必要があるか疑問に感じています。

岡 PG 競技委員長：JHF の体質から、受益者負担がベースです。誰でも出られて管理するのであれば人数が増え、事務手続きも煩雑になります。正会員の皆さんのが登録制度ではなく点数計算をと言うのであればそういう方向を考えてもよいかとは思います。

宮崎県連：当県連で年に 1 回安全セミナーを、講師を呼んで開催しています。JHF から助成金を出してもらえると助かります。

内田会長：安全セミナーを県連で独自に開催されている県はどの位ありますか？（15ヶ所）

年 1 回定期的に開催している県は？（13ヶ所）

全国共通でノウハウを共有しやしていく方向で企画立案はよいと思いますし、県連独自でやるのであれば、県連事業費の活用を考えていただきたいと思います。皆さんのご意見をお願いします。

菊池副会長：予算はフライヤー登録をしている方々が出しています。皆に恩恵のある安全講習会などにもっと予算を出すべきという主張はあってよいと思います。

岡山県連：当連盟では年会費を集め予算は十分にあり、自分達でも実施していますが、安全講習会を高レベルな内容にするには、JHF から講師派遣も考えてもらいたいと思います。

大阪府連：現状は出来ない県もあるし、実施している県も中身は統一性が取れていないと思います。パイロットの更新講習会を安全セミナーの様な形でやり、新しい知識や技術をきちんと昔からのパイロット達にも伝えるのは良いことだと思います。

あと、公認大会ですが、JPA 会員がいると主催者賠償責任保険が掛けられないのですが、2 万円の公認申請料で保険に入れないので公認料 1 万円にして欲しいと思います。保険は別の会社に相談をして入ることも出来ます。

内田会長：他団体会員は保険料だけで参加を認めるなど、公認料に関しての見直しは預からせていただきます。

茨城県連：私は学生フライヤー連盟の会計監査もやっております。福井の大学が JPA スクールなのですが、毎年学生選手権に参加しており、学生連盟がフライヤー登録料を負担しています。会費が 5,000 円になると苦しいと思います。海外である様に短期の保険で安く入れる様な設定もあるとよいのでご検討をお願いします。

山形県連：JPA の会員が多く大会にならない地域は問題だと思いますが、JHF の大会なので JHF のフライヤー登録が必要であるということで線引きをしてよいと思います。

大阪府連：靈石山の大会ですが行政も入り補助金も出ます。エリア自体がどちらの団体も使っており、これだけ人口も減っているのですし、どちらも受け入れるのであれば、大会としても両方の人が飛ばないとおかしいと思います。

群馬県連：将来的には JHF の保険で上手くカバー出来れば一番よいのですが、団体が 2 つに分かれているのも色々経緯もあるでしょうし、フライヤーが悪い訳ではありませんので、色々な人が参加出来る環境を作ってあげて欲しいと思います。

京都府連：フライヤー登録の保険料だけで参加を認めると、事故が起きた場合は保険金が支払われ、保険を支払われる他の会社に頼むとか、会員ではない人に対してしなければいけないことが出て来ますし、仮にまたさらに別の団体が出来るとややこしくなると思います。

群馬県連：安全セミナーの件ですが、群馬みなかみではアウトドアが盛んで、町の観光協会に登録をしてアウトドア部会を作つて予算も取っています。安全性に関する事にもお金を使っています。各地域でも色々な状況があるかと思 いますが、JHF からの予算に $+ \alpha$ で観光協会からお

金をもらえる手段もあるかも知れません。一事業の一団体では難しいかも知れませんが、仲間を作ればおもしろいとも思います。保険については、事故を減らそうと思った時、保険に対する勉強も必要になると思います。保険会社からの講義とかも取り入れて欲しいと思いました。

内田会長：保険については、教員更新講習会の際、神奈川県連が作成したビデオがあります。頒布できる様、計画します。

富山県連：補助動力の日本選手権はいつからなくなったのでしょうか。

大沢常任理事：JPMA という団体が出来て、日本航空協会からそちらに日本選手権の開催を承認してからです。

富山県連：JHF では補助動力の日本選手権が出来ないのであれば意味がないので、補助動力は JPMA に移行した方がよいのではないか。

補助動力委員・棕本：日本選手権ではなく、MPG 選手権という形で開催しています。モーターだけではなく、山飛びもする人もいますし、競技だけでなく一緒に飛んで楽しいという状況も考えればよいと思います。

福井県連：当県では JPA スクール 1 校のみですので学生は JPA 会員です。公認料の見直し等で何とか学生を取り込んで欲しいことと、JPA エリアなので JPA インストラクターの安全セミナーを毎回受けており、それを私自身が JHF フライヤーにフィードバックしている現状です。その辺も考慮していただきたいと思います。

東京都連：安全セミナーにしても JHF としてガイドラインを整備して、各エリアのローカルな特色は取り込んでいただき、各県連統一を取れた動きが出来るよいと思います。

内田会長：セミナーに関しては、基準をどうするかは委員会で早急に固め、講師の交通費と日当は予備費から捻出し、派遣を調整したいと思います。公認料の見直しも検討します。

議長：次に、会費からの都道府県連盟への 500 円の件につき、ご意見お願いします。

茨城県連：従来通りで年度末有効会員数による分配で明細をきちんと出してもらえばよいと思います。

青森県連：2010 年度予算案ですので、2010 年度内に支払われますよね。

内田会長：実際に送金されるのは 6 月総会後ですが、未払い金計上という形で 3 月末に決算しています。

青森県連：フライヤー登録料 5,000 円の内 500 円は特別会計の枠です。3 月末有効会員で支払われると実際に相当する収入、支出がずれます。

内田会長：去年年末までに 3 年会費を納めた人もいますし、JHF 会計としては、分配金が収入より多くなることになりますが、全体会計の中で吸収出来ると考えています。特別会計ということですが、新法人では、会費は会計上基本的に寄付と同じ扱いで扱われます。収入の内、会費収入を細分化するのは極力避けていきたいと思います。

議長：他にご意見がなければ、2010年度予算（案）について採決をします。

第4号議案について採決し【賛成：41 反対：0 異議：0】で原案どおり可決された。

第5号議案 公益認定のための定款変更について

市川理事から公益認定のための定款変更について説明をし、質疑に入った。

青森県連より事前に理事会宛質問書が出ており、市川理事より説明。

神奈川県連：第20条（役員の選任）について、業者の役員であってはいけないという項目を抜いた理由を説明してください。

泉三法特別委員長：前の定款は各省庁が認可し、省庁の統括下にありました。現在の定款と新しい定款は基本的なものは同じです。理事会は法人の統治能力、自治能力を持っていこうということと、今迄の歴史の中で積み上げられたもので問題になるということについてはクリアされている内容になっています。

熊本県連：公益認定についてメリット、デメリットは何でしょうか。

市川理事：一部業者の利益のためや、不正な経理が行なわれないことも考え、公益社団法人として認められ運営していくこと。政府から公益性の高いスポーツ団体として認められることが、社会でも認められていくためにも必要であると考えています。

熊本県連：会費が寄付金扱いになるとのことですが、位置づけが変わると疑問が出ると思います。

泉三法特別委員長：専門的な会計上の仕分けによるものだけで、会計の中身の詳細については内閣府に確認していきます。名目上は、フライヤー会員登録料は会費です。

内田会長：メリット、デメリットとしては、公益認定を受けることは、我々JHFにとって良いことだと思っています。分かり難いことは、正会員マーリングリストで議論を深めていただきたいと思います。

議長：では定款変更について採決をします。

第5号議案について採決し【賛成：41 反対：0 異議：0】で原案どおり可決された。

第6号議案 公益認定のための役員報酬規約について

市川理事から公益認定のための役員報酬規約について説明をし、内田会長より常勤役員を決めるのは総会の役目であることが補足され、質疑に入った。

神奈川県連：「超えない範囲」とありますが、細則が必要だと思います。

内田会長：今日の段階では規約までしか作られていませんが、今後ガイドラインや規程を直していく必要がありますので整理されていくと 考えてください。

青森県連：年間総額を決めるには異議があります。労働基準法と照らし合わせた場合に、労働の対価として支払われるのが報酬ですので、支払い基準をきちんと決めるべきだと思います。仕事をしない場合でもマックスで支払われることもあり得ます。

市川理事：基本的な考え方は、その時々によって金額が変わらない様にすることです。社員ではなく役員ですので、労基法の考え方の適用にはなりません。常勤の理事を入れるのは総会に諮りますし、皆さんにご了承いただくことです。

泉三法特別委員長：監事の監査権がありますので、不適正なものがあったら監査することになり、抑止力が働きます。

議長：では、役員報酬規約について採決をします。

第6号議案について採決し【賛成：41 反対：0 異議：0】で原案どおり可決された。

第7号議案 公益認定のための会員会費規約について

市川理事から公益認定のための会員会費規約について説明をし、採決となった。

第7号議案について採決し【賛成：41 反対：0 異議：0】で原案どおり可決された。

第8号議案 公益認定のための現行規約改廃について

市川理事から公益認定のための現行規約改廃について説明をし、採決となった。

第8号議案について採決し【賛成：41 反対：0 異議：0】で原案どおり可決された。

第9号議案 JHF選挙管理委員の選任について

内田会長から JHF 選挙管理委員についての説明、紹介があり、その後立候補者がそれぞれ挨拶をした。

岩間雅彦（神奈川県ハング・パラグライディング連盟）

今迄何期かにわたって選挙管理委員会を勤めさせていただきました。今回の選管は総会直属の独立した機関としておそらく最後になると思いますので、最後まできちんと勤めさせていただきたいと思っております。

泉 秀樹（神奈川県ハング・パラグライディング連盟）

定款、規約の変更、役員選挙規程とありますが、法律に対して準じる形であれば JHF の組織体は定款が変わろうと同じであり、規約もそれに準じ繋がっていきますが、選挙規程もだいぶ内容が変わるかも知れませんが、現状を活かした中で継続的にやらせていただければと思います。

井上 潔（東京都ハング・パラグライディング連盟）

泉さんと同じく三法委員会も兼任しています。今日の説明にもあった様に理事・監事の権限が、文言上ですがかなり強くなります。それを選んでいただく正会員の皆様の責任も今迄以上重くなると考えています。適正な選任が出来る様 にお手伝いさせていただきます。

星野 納（神奈川県ハング・パラグライディング連盟）

個人的なことですが、体調を崩し動きが悪いのですが、選挙管理委員会は同じメンバーなので抜けられず何とか頑張ってやります。

議長：前回 4名共々で信任か不信任かで採決をしておりますので、今回もその様に採決します。

第9号議案について採決し【信任：41 不信任：0】で前述の4名が選任された。

岡 PG 競技委員長より、事業計画の中でパラグライダー日本選手権を足尾でやる計画になっているが、11月に和歌山県紀の川市での開催が決定された旨の説明があった。

司会より出席者に謝意が表明され、閉会が宣言された。

この議事録が事実と相違ないことを確認し、署名捺印する。

議長

(静岡県連 目黒 敏)

印

署名人

(宮城県連 尾形 梅三郎)

印

署名人

(山口県連 土屋 修二)

印

議事録作成人： 桜井 加代子